

2018年度日本女子大学外部評価委員会提言

2019年2月12日

日本女子大学外部評価委員会

伊藤 敦子 委 員

井野 秀一 委 員

菊池 正彦 委 員

佐藤 正志 委員長

佐藤 正子 委 員

三田 一則 委 員

(五十音順)

I. 日本女子大学が実施する自己点検・評価において、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の自己点検・評価の取り組みの適切性について

1. 全学的な視点での3つのポリシーと点検・評価

- (1) 「創立者成瀬仁蔵の建学の精神を継承し、発展させるとともに、社会を支え、国際社会をリードする人材を育成するために教育改革を進める」とするVision120に向けての将来計画・行動計画として、「中・長期計画（2014年度～2023年度）」立て、それに基づく教育改革に全学的に精力的に取り組んでいることは高く評価できる。ただし、建学の精神、Vision120、「中・長期計画」、3ポリシーを関連付けることがどの文書でもなされていない。そのため、建学の理念に基づいて全学的にどのような目標に向かって教育・研究の改革に努力しているのかが読み取りにくくなっている。
- (2) 「中・長期計画（2014年度～2023年度）」に記載されている「豊かな人間性をはぐくむ実践教育」の項目にある「『信念徹底』『自発創生』『共同奉仕』の教育理念を継承する自校教育」あるいは「豊かな人間性をはぐくむ教育、『自学自動』・『自念自動』を实践する教育」は、本学にとって伝統として受け継がれ、独自性のある教育実践の中で生かされているように思われる。この理念を核として、大学全体の3ポリシーを再構成することによって、全学的にどのような理念・目的を実現しようとしているのかを体系的に示すことができるのではないか。
- (3) 国際社会の一員として社会で活躍する女性の育成、グローバルスタンダードとしての先進的教育や教授法のあり方、今後の女子教育のあり方の3点に焦点化して、本学の教育システムを点検・評価及び改善向上しようとしていることは、開かれた未来志向の大学を目指すものとして高く評価できる。

2. 内部質保証体制

- (1) 「内部質保証に関する体制図」によると、「大学改革運営会議」が全学内部質保証推進組織とされている。他方で、「2017（平成29）年度自己点検・評価報告書」からは「自己点検・評価委員会」が責任主体であるようにも読み取れる。この混乱は、「大学改革運営会議」を2018年度に設置したことに起因するとされるが、今後、教学マネジメント担当組織（大学改革運営会議）と自己点検・評価組織（自己点検・評価委員会等）の役割・機能を明確化し、つねに確認してゆくことが必要である。
- (2) 「内部質保証に関する体制図」によると、「自己点検・評価委員会」と学位プログラムごとの「自己点検・評価担当組織」との間が単に後者からの報告だけであるように描かれている。実際には、前者から後者への支援をともなって、協働的に進められていると思われるので、その点を確認し、強化することが望ましい。
- (3) 内部質保証の活動とその成果についての情報発信の仕方について工夫が必要である。学位プログラムごとに内部質保証のシステムが機能し、PDCAサイクルが回っていることは読み取れるが、それぞれの学位プログラムがそのディプロマ・ポリシーに基づいていかなる能力をいかなる指標で測定したのかについて、可視化されたデータで示されれば説得力が増し、社会的説明責任が果たされ、内部質保証も更に実質化されるであろう。また、それぞれの学位プログラムの内部質保証を通じた「強み」についての発信が足りないので、それを強化すること必要である。

3. 自己点検・評価の妥当性

- (1) 部門・部署ごとにそれぞれ独自に目標策定と点検・評価を実施しているため、部門・部署ごとに取り組みに差があり、また評価についても差が出ており、これに対する対策が必要である。部門・部署ごとの評価のばらつきを均等化する目的で、到達度の自己点検結果を学内他部門・部署の眼でお互いに確認し合うようなプロセスを確立するのもひとつ方法である。〔この提案に対しては、全学的な目標の策定と取り組みが始まっていること、また自己点検・評価委員の中で異なる各部の委員からなるグループでのチェック体制をとっていることが大学から示されたが、全学的な点検プロセスのいっそうの実質化が期待される。〕
- (2) 高等学校や受験関連の専門家から意見を聞くこと、また各部門・部署それぞれの専門分野について専門家から外部評価を受けることを勧める。

II. 「点検・評価報告書」の内容に基づく、到達目標の設定、取り組み状況、成果・評価の確認及び日本女子大学自己点検・評価委員会に対する助言

1. 自己点検・評価委員会に対する助言

- (1) 内容は広範囲かつ多岐にわたり、それぞれの項目、非常に深く掘り下げられており、適切かつ客観的に評価されている。
- (2) ただし、自己点検・評価報告書の分量も大きく、そのための負担も大きくなっているのではないかと思われる。評価のための評価になっていないかの検討、点検・評価項目の重点化や重み付け等の検討も必要である。

2. 到達目標の設定の確認

- (1) 各学部・学科に固有の到達目標がある一方で、複数の学部・学科において共通の目標とすべき項目も存在している。それらについての洗い出し等の点検、及び共通化が可能な到達目標の設定が必要である。
- (2) 現在の様式は「点検・評価項目→学部ごとの到達目標→達成度の評価」となっているが、到達目標の中には全学的なものや、学部で共通するものがある。
- (3) 「点検・評価項目→到達目標（全学的な目標が1つという場合も、全学的目標のほかに学部としての目標を複数掲げる場合もあり）→到達目標にぶらさがる学部→学部ごとの取組みと達成度の評価」というつくりにすると、大学全体で取り組む目標がある時はそれが明確になり、目標に対する学部の取組みと達成度も比較しやすいのではないか。（例：到達目標として、全学的な「志願者の増」→学部ごとの具体的な取組みと達成度）
- (4) 到達目標が「具体的な取組内容」になっているケースがある。到達目標の基準を共通にしたほうが良い。
- (5) 大学全体としての人材育成の大枠の目標設定について検討が必要である。〔この指摘に対しては、大学より、2019年度からは「重点目標」を大学改革運営会議で策定して部局に落としていくこととしているとの回答があった。〕
- (6) 学部ごとの表を整理しておくこと、どの学部がどの項目では到達目標を掲げていないかが明確になり、目標の必要性についても検討しやすくなるものと思われる。

3. 取り組み状況、成果・評価の確認

- (1) 全体的に文学部の評価結果に比べ、家政学部のそれが低い。後者の進捗が思わしくないのか、若しくは目標そのものが高いのか、それとも評価軸が学部によって異なるのか、分析が必要である。
- (2) 評価結果に「複数年計画のため、継続して取り組む」というものがあるが、いずれも時間軸を持って、ゴールを明示して取り組む必要がある。〔この指摘については、2018年度の到達目標策定から、行動期間（計画年数、開始年度）を記載することとしたとの回答があった。〕
- (3) 点検・評価項目①～⑦全体で重複項目をまとめれば、達成度Cと自己評価された到達目標は7項目である。そのうち他WGからの依頼待ちとなった「教務委員会①（高大接続先取り履修）」、「教養特別講義2委員会②（2021年度以降の教養特別講義）」を除けば5項目で、目標の達成については、概ね良好・順調と評価できる。
- (4) 前述5項目のうち、「家政学部⑤（カリキュラム・ツリーと3ポリシーの検証）」、「学部全体③（アクティブ・ラーニングの実施検証）」、「文学研究科③（日本文学専攻以外にも先取り履修）」は作業を進めるだけ、「家政学部①（通信課程連携）」は他大学の事例も無く緊急性は低そうに思われるが、「学部全体⑤（GPA活用の成績不振者指導）」については簡単には進まないように思われる。〔この指摘については、以下のように各関連部門・部署から回答があった。〕
- 「家政学部⑤（カリキュラム・ツリーと3ポリシーの検証）」については、目標が達成しなかったため内容を見直し手法を変え、「家政学部5学科のカリキュラム改革状況を学部全体で共有し、今後の家政学部の教育改善に資するメソッド等について検討し、具体化を目指す」という目標とした。
 - 「学部全体③（アクティブ・ラーニングの実施検証）」については、目標が達成しなかったため内容を見直し目標を修正し、「100分授業の実施による効果的な教育を行うために、アクティブ・ラーニングによる授業の実施状況を調査・検証し、新たな取り組みについて検討を行う。」という目標とした。
 - 「文学研究科③（日本文学専攻以外にも先取り履修）」についても、目標が達成しなかったため内容を見直し目標を修正し、「大学・大学院間におけるより一貫性のある教育研究計画を検討する。」とした。
 - 「家政学部①（通信課程連携）」については、複数年計画のため、達成目標をより具体的に「通学課程の学生による通信教育課程の利用など、通信教育課程との連携について検討し、具体化を図る。」としている。
 - 「学部全体⑤（GPA活用の成績不振者指導）」については、複数年度で取り組むこととしていたが、2018年度の目標には挙げず、改めて2019年度の目標とすることとしている。
- (5) アクティブ・ラーニング等の先進的な教育に関しては、住居学科の事例紹介があったが、文系学部なども含めた実施割合が注目されるべきであり、達成度がCの「学部全体③（アクティブ・ラーニングの実施検証）」の今年度末の結果に期待したい。

Ⅲ. 日本女子大学自己点検・評価委員会が設けた今年度のテーマについての改善・向上に関する意見

1. 教育課程・学習成果

(1) 外国語教育

- ・交換留学生向けや外国語教育に係る教育体制については、ピッチを上げて取り組むべきである。企業は今、加速度的にグローバル化が進んでおり、今後、多様な価値観を受容していく教育の支援は必要で、言語は文化の映しでもある。企業のグローバル化について行ける人材の育成が必要である。
- ・英語力の強みを基軸に据え、情報活用力・編集力育成の教育ため、クロスカリキュラムの選択を可能とする教育課程編成方針の弾力化によって、希少性の高い人材育成に道を拓くことができるのではないかと（マスコミやジャーナリズム、高度情報処理の担い手等々）。

(2) リベラルアーツ教育・基盤教育

- ・将来、世界が複雑化していく中で、個人の考え方の軸をしっかり持つ必要が求められることから、各学部のカリキュラムの中に、物事の歴史、成り立ち、起源等を考えることができる内容を織り込むことが望まれる。
- ・システム化が進む社会の中で、「何のためにやるのか」を理解することが重要である。原理原則を知っていることで応用範囲が広がり、やっていることに対する判断が適切になる。一般教養とは異なるレベルでのリベラルアーツ教育について検討が必要である。

(3) アクティブ・ラーニング

- ・建学の精神（信念徹底・自発創生・共同奉仕）を意識し、社会で活躍できる女性の育成に向けた高等教育とその教育実践を目指した学位授与・教育課程編成方針、並びにアクティブ・ラーニング（A L）や問題発見解決型学習（P B L）などの導入展開は評価できる。
- ・全学的にA Lをツールとして活用する仕組みづくり、環境整備が進むことにより、次代の最先端教育の強みを発揮できるのでないか。A Iの時代を生きる人材育成を担う本学において、A Lが全学的に導入されていることは高く評価できる。一方で深い学びを促進する先進教育としてP B L、プロジェクト型学習、サービス・ラーニング等の導入が次代を拓くツールとなるのではないかと。また、「21世紀型スキルの育成」との関連性、カリキュラムマネジメントへの探究も極めて重要な先進性の発揮につながるのではないかと。
- ・住居学科のA L、P B Lを基盤とした学習成果の上に、学生主導の社会連携・社会貢献を追求していることは、大学と社会（自治体）との連携、学生の社会参加・社会貢献等、社会性の高いキャリア形成の機会となっていて評価できる。
- ・女子総合大学としての強みをA LやP B Lの学習環境に積極的に活用することが望まれる。総合大学として複数の学部・学科があることを活かし、異なる学部・学科の学生同士（特に1－2年次）が、共に「自発的」に学び、自由に議論し、人間・社会・学問の「多様性」を体験的に理解する「異分野連携」の環境づくり。リベラルアーツとしての学習の応用展開が可能と考える。
- ・プロジェクト型学習やサービス・ラーニングは、A LやP B Lでの学びを深化させる。より広い視点と各学部・学科の専門性を活かし、教職員も連携し、大学院生（T A）も加わり、また、地域社会等とも相互連携し、「社会実践」（市民的責任・社会的役割）の場としての可能性を探求する必要がある。これらの学びが、質の高い卒業論文（卒業研究・卒業制作）に昇華すると考えられる。また、他大学との「f-Campus」制度や公認海外研修等の各種交流制度の有機的活用についても検討

すると良い。

- ・「自主ゼミ」を含め伝統的なゼミを活用したアクティブ・ラーニングの実現に向けて努力されており、それが学修成果としてのすぐれた卒業論文・卒業研究につながっているという点でも評価できる。
- ・ALやPBLが目標とする主体的で、リーダーシップをもった人材の養成という観点からは、ゼミにとどまらず、カリキュラム自体が深い学びとアクティブな学びとで立体的に構築されることが望ましいであろう。それがまた、それぞれの学問分野にふさわしい教育方法の改善と修得単位の実質化につながると考えられる。
- ・全ての授業でALをすることは学生が大変になるので、各学部・学科のカリキュラムを通してバランスを考えて取り入れる必要がある。また、ALをCP上のどの授業・科目でどのように行うかを考えるとFDとなる。

(4) 学習成果・成績評価

- ・学習者本意の教育が求められている。LMSやポートフォリオ、eラーニング等の導入を進め、ITで高度化した教育を用意することが必要である。
- ・学習成果の可視化を推進し、教育内容が見えるようにすることが重要である。GPA分布等成績評価の可視化も進める必要がある。
- ・CPを測るためにアセスメント・ポリシーを策定し、指標を明確にする必要である。
- ・卒業論文・卒業研究で学修成果を測定するとすれば、すでに作成されているカリキュラム・ツリーを活用し、学習者の主体的な学習と達成のプロセスを評価し、ディプロマ・ポリシーに即した学修成果の測定のための指標を明示できるようにすることが必要であろう。こうした取り組みは、個々の授業レベルにおける個々の教員による検証（「内部質保証に関する体制図」）以上に、チームとしての取り組み、協働が重要であるように思われる。

(5) カリキュラム

- ・今後、初等中等教育で「総合知」を身につけた生徒が大学に入学してくることになるが、大学のどの課程で何をどのように伸ばしていくかを示す必要がある。
- ・演習、実習、フィールドワーク、卒論等の組み合わせ（カリキュラム）とその結果、何ができるようになるか（学習成果）を具体的に社会に示すべきである。
- ・カリキュラムとして、基礎教育科目と専門教育科目を各学年にバランスよく配置することが望ましい。
- ・キャリア教育として、地元自治体や企業へのインターンシップを強化し、それらを発展させて、地元自治体への政策提案等に繋げることを考えていただきたい。

(6) 女子教育

- ・“Bloom as a leader.”の精神を大切に受け継いで行くと共に、超高齢社会やSDGs（持続可能な開発目標）などの社会的・地球規模的な要請に対しても文理融合の学際的発想で関わりを持ち、社会を水平に見つめ、人々の未来あるダイバーシティ社会の推進に様々な立場から貢献できる女性人材の教育を期待する。
- ・女子大で学ぶ良さとして、女性リーダーを生み出す土壌が存在することがある。共学大学では男子学生に頼りがちな傾向があるが、女性がリーダーシップを発揮する場面の提供が可能なカリキュラ

ムを構成できるのは女子大ならではのあり、その強みを生かすことが望まれる。一般的に、女性は「巻き込み力」が低いといわれるが、説明力や人間としての魅力等を身につけることができる学習の機会の充実が必要である。

- ・3学部共通に現代女性とキャリア連携専攻を制度化しているのは、建学の精神に照らして、さらに、時代のニーズの上からも高く評価される。女子教育は時代を生き抜く本大学の強味であるので、一層の充実を期待する。

(7) 教職課程

- ・教職課程カリキュラムに、新学習指導要領との関連性を持たせる必要がある。
- ・教育界が求める資格要件と教育課程編成方針とが合致しているかどうかの点検が必要である。
- ・今日の教育現場では、教科・校種を問わず特別支援教育、道徳教育、総合、英語の指導を担当が担っている。質の高い教員養成を進める上で、社会の実態とリンクした課題が教職課程編成方針に反映され、学習成果として確認されているか、点検・評価する必要がある。

(8) キャリア教育

- ・女性の社会参加と活躍が期待される時代、「現代を生きる女性のキャリア伸長」は本学の最大の特徴としてアピールできるのではないか。例えば、卒業要件単位として管理栄養士と「栄養教諭」、保育士と「幼稚園教諭」の両方の免許取得を可能とするなら、新時代が求める栄養教諭制度や認定こども園等の担い手として育成できるのではないか。

2. 学生の受け入れ

(1) アドミッション・ポリシー (AP)

- ・現在のAPにおいては、必要とされる能力は何かが明確に示されていない。
- ・何を学びたいかで選べるよう、何が学べるかをもっと示すべきである。
- ・求める学生像を学科ごとにわかりやすく明記する必要がある。
- ・入試で何を評価・判断するかを示す必要がある。
- ・APには、学力の3要素についての評価が求められていることを踏まえると、それぞれの学位プログラムにおけるカリキュラムに即して、具体的にどのような力をどのように評価するかについてのメッセージを必要としている。特に、「主体性」をどのように測るかについては、抜本的な入試改革を含めて検討を進めることが必要であろう。
- ・高大接続改革は、その接続部分(入試)改革の検討を通じて、大学の学位プログラムの改革の課題を共有するという視点が重要である。
- ・学生たちが身に付けて入学した学力の3要素をさらに伸ばすためには、座学・演習・実験・ゼミ(議論)及び社会実習(外部連携)などのバランスと少人数教育の伝統を活かした各々の学生への適切なフィードバック(評価・気づき)の機会提供を土台とした柔軟で豊かな教育研究の場づくりが必要である。
- ・卒業生の社会での活躍の様子を情報発信するしくみをもつことが、優秀な志願者の獲得に有効ではないか。

(2) 入試問題・入試制度

- ・現在の入試問題については、解答の思考過程を確認できる記述式であることを評価する。現代社会

の課題に対する総合力や女子総合大学での学びにつながる問題が含まれると一層よい。

- ・ 社会人入試・学士入学・編入学に対しては、学び直し（進路変更）の動機や社会実践を問う内容等の柔軟な入試制度（小論文・面接等の活用）の運用が望まれる。
- ・ 入学者選抜制度改革の方向性の検討については、一般・センター・推薦3種・外国人等での入学者の大学成績の比較・検証データが必要である。
- ・ 高大接続改革の視点から、入学選抜制度改革に「学力の3要素」を反映させる必要がある。特に、一般入試・センター入試については「学力の3要素」を基にした入学選抜制度改革に反映させ、一方で、大学の特色を重視した選抜のあり方も追求すべきである。
- ・ 自ら考え判断し表現する力を、入試で評価する仕組みがつかれるかが課題である。

(3) 社会人入学・社会人教育

- ・ 女性のライフステージの多様性と現代社会の国際化に応じて、様々な入試の選考区分（一般・推薦・社会人・外国人・編入等）が提供されていることは重要である。
- ・ 学び直しの機会を広く提供する制度は社会貢献度を高めるものであり、社会人入試をはじめ学内外に学び直しの機会を制度化していることは高く評価できる。
- ・ 社会人教育については、入試改革にとどまらず、人生100年時代において様々なライフステージにおいて高等教育機関が果たしうる貢献の機会の拡大という視点から、さらに積極的な構想を立てることが可能ではないか。
- ・ 社会人入学制度も時間軸を持って取り組むべきである。働き方改革の浸透による副業解禁や自分の時間の増大に加え、多様な働き方が認められる時代に、更に自分の可能性を伸ばすための教育制度の充実が一層求められる。
- ・ 社会人の大学での学び直しでは、特別入試制度として「社会人」への「大学院入試」の拡充が必要である。
- ・ 社会人受け入れについては、入学枠のみならず、インターネット等を活用した遠隔授業・研究指導やスクーリングの環境整備が必要となる。海外学生の確保も視野に入れ、家政学部通信教育課程におけるノウハウを利活用すると良いのではないか。

(4) 入試改革

- ・ 少子化の時代、学生獲得は大学にとって死活問題であるだけに、入試改革については慎重な判断が必要である。
- ・ 国際化に対応した海外留学生の受け入れの拡大を目指すべきである。
- ・ 大きなパラダイム転換の期に、入学選抜制度改革、特別入学制度のあり方、そして、文科省の学力観との関係性等、点検・評価及び改善・向上は、大学経営・運営を大きく左右するだけに、熟慮熟考に裏付けられた英断が必要である。言語コミュニケーションの重視、記述式入試、卒業論文による学位授与は極めて重要な経営・運営姿勢として高く評価する。

以上

2018（平成30）年度日本女子大学外部評価委員会 委員名簿

（敬称略・五十音順）

（企業）	委員	伊藤 敦子 いとう あつこ	東日本旅客鉄道株式会社 執行役員、財務部 部長
（研究所）	委員	井野 秀一 いの しゅういち	国立研究開発法人産業技術総合研究所 人間情報研究部門 副研究部門長
（企業）	委員	菊池 正彦 きくち まさひこ	株式会社大林組 理事、設計本部 工事監理部 部長
（大学）	委員長	佐藤 正志 さとう せいし	早稲田大学 政治経済学術院（政治経済学部）教授 大学総合研究センター 所長
（地域）	委員	佐藤 正子 さとう まさこ	文京区 教育委員会 教育長
（地域）	委員	三田 一則 みた かずのり	豊島区 教育委員会 教育長

※肩書き：2018（平成30）年12月15日現在



2018年9月29日第1回外部評価委員会



2018年12月15日第2回外部評価委員会

1. 委員の先生方をお願いしたい内容

- (1) 本学が実施する自己点検・評価において、**学位授与方針**（ディプロマポリシー）、**教育課程編成方針**（カリキュラムポリシー）及び**入学者受入方針**（アドミッションポリシー）の自己点検・評価の取り組みの適切性について、客観的な評価をおこなっていただく。
- (2) 「点検・評価報告書」の内容に基づき、到達目標の設定、取り組み状況、成果・評価の確認及び自己点検・評価委員会に対する助言
- (3) 自己点検・評価委員会が大学基準協会の認証評価で求められる内容（大学基準4・5・6を中心に、大学基準7・9等）に即して当該年度のテーマを設け、そのテーマについて点検・評価を行い、改善・向上に関する意見をお伺いする。

※今年度は以下のうち大学基準4・5の2つの基準を必ず含めること。

参考 大学基準協会による基準（一部）

基準4 「教育課程・学習成果」・・・学位授与方針・教育課程編成方針
基準5 「学生の受け入れ」・・・入学者受入方針
基準6 「教員・教員組織」
基準7 「学生支援」
基準9 「社会連携・社会貢献」

【今年度のテーマ①】

基準4 「教育課程・学習成果」・・・学位授与方針・教育課程編成方針

国際社会の一員として社会で活躍できる女性の育成に向け、一般社会・企業・地域が望む大学教育及び、教育方法等について提言いただく。

たとえば、アクティブ・ラーニング、「問題発見解決型学習（Problem-Based Learning）」や「プロジェクト型学習（Project-Based Learning）」、サービス・ラーニングのあり方についてご意見をいただく。

また、本学はこれまで女子教育のパイオニアとしての役割を果たしてきたが、新たな時代における高等教育の中で、今後の女子教育のあり方についてもご意見を伺う。

【学位授与方針（ディプロマポリシー）】

<大学全体>

日本女子大学は、建学の精神及び本学が育成する学生像を踏まえて、本学の教育と学修を通して学生が次の能力を修得することを学位授与の方針としている。

- ・建学の精神を理解し、ひとりの人間として、女性として、国際社会の一員として、自立することができる。
- ・強い信念を持ち自らの人生を切り拓いていくことができる。
- ・自ら新たな課題を発見し、専門的知識と教養教育により培われた知性と感性によって課題の解決に努めることができる。
- ・他者に対する共感の気持ちを持ち、まわりの人々と円滑なコミュニケーションをはかって、共同でよりよい社会を築くことができる。

<大学院> →各研究科で制定（別紙）

【教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）】

<大学全体>

日本女子大学は、その教育理念に基づき、幅広い教養と高度な専門知識・技能、そして豊かな人間性を備えた女性を育成するため、次の科目群を開設している。

- ・本学の建学の精神と教育理念を学ぶとともに、現代を生きる女性の様々な生き方や考え方にふれ、

自己実現をはたすための教養特別講義。

- ・女性の仕事と人生の歩み方を考えるためのキャリア関連科目。
- ・様々な学問分野について広く知識を身に付け、柔軟な思考力と的確な行動力を身に付けるための教養教育に関わる科目。
- ・専門教育の基礎であるとともに現代人に必須のコミュニケーション能力を養うための外国語科目と情報処理関連の科目。
- ・豊かな人生の基盤となる心身の健康を保持・増進するためのスポーツ・身体運動。
- ・専門的知識・技能を身に付け、自発的に課題を見出し解決する能力を養う専門科目。
- ・個別指導による、学士課程の集大成としての卒業論文・卒業研究・卒業制作。

<大学院全体>

専攻分野で高度な学術の理論を学び、精深な学識と研究能力を養うための演習・講義・特別研究を置く。

【今年度のテーマ②】

基準5「学生の受け入れ」・・・入学者受入方針

- ・入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）と本学の入学者選抜制度（※）へのご意見。
※：入試概要（選考区分（一般、センター、推薦3種、社会人、外国人、編入・学士））、各選考区分の選考方法と人数割合）を提示。
- ・社会人の大学での学び直しについて、「大学院入試」、「社会人入試」、「学士入学」、「編入学」等の本学の特別入試制度に対するご意見。
- ・文部科学省のいう学力の3要素（（1）知識・技能、（2）思考力・判断力・表現力等、（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）について、大学での育成に関するご意見。
- ・それらの学力を入学試験で評価する入学者選抜制度改革の方向性と、本学の入試問題（記述式等）へのご意見。

【入学者受入方針（アドミッションポリシー）】

（大学全体）

日本女子大学が求める学生は次のとおりである。

- ・本学の建学の精神及び教育理念に共感する人。
- ・自ら考え実践する姿勢を持ち、学ぶ意欲の高い人。
- ・女性の仕事と生き方について考えを深めたい人。
- ・本学で学んだことがらを生かして、卒業後に様々な分野で社会貢献をしたいと思っている人。

（大学院全体）

日本女子大学大学院は、建学の精神に則り、各分野の学術と学修と研究を通して、総合的な判断力と広い教養をもった研究者、教育者、あるいは高度な専門職に従事する者を育成することを目指している。本学の建学の精神及び教育理念に共感する人、社会の様々な領域において深い専門知識と高度な技術で諸問題を解決できる力を養いたいと考える人、本学大学院で学んだことがらを生かして人類の幸福と社会の発展に貢献したいという志を持つ人を求めている。

2. 開催時期

第1回 9月29日（土）13:00～15:00（502・503会議室）

第2回 12月15日（土）14:00～16:00（502・503会議室）

（以下略）

日本女子大学外部評価委員会規程

平成30年8月8日 制定

(設置)

第1条 日本女子大学は、日本女子大学自己点検・評価規則に基づいて実施した自己点検・評価の結果の妥当性と客観性を高めるため、外部評価を実施する機関として外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、本学が実施する自己点検・評価の結果について、検証及び評価を行う。

2 委員会は、前項の評価の結果を本学自己点検・評価委員会に報告する。なお、自己点検・評価委員会はこれを大学改革運営会議等に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、5名以上10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、高等教育及び自己点検・評価に関し高度な知見があり、本学の設置目的について理解のある学外の学識経験者等の中から自己点検・評価委員会が選考し、学長が委嘱する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を陪席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として2期までとする。

(委員長)

第5条 委員会には、委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから学長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長の任期は2年とする。ただし、委員長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、再任されることができる。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 委員会に関する事務は、大学改革推進室が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、自己点検・評価委員会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は自己点検・評価委員会が定める。

附 則

この規程は、平成30年8月8日より施行する。